

同窓会会則

第1章 総 則

- 第 1 条 本会は、高松中央高等学校同窓会と称する。
- 第 2 条 本会は、会員相互の親和連絡を図り、併せて母校の発展を援助することを目的とする。
- 第 3 条 本会は、事務所を高松中央高等学校内におく。
- 第 4 条 本会の会員は、次の通りとする。
1. 特別会員 母校級職員、母校現職員
 2. 正会員 イ 高松和洋技芸女学校卒業生
ロ 高松和洋実科高等女学校卒業生
ハ 高松和洋高等女学校卒業生
ニ 高松女子商業学校卒業生
ホ 高松女子商業高等学校卒業生
ヘ 高松中央高等学校卒業生
ト 高松実業中学院卒業生
チ 高松女子商業高等学校附設中学校卒業生
リ 高松女子商業高等学校附設商業別科卒業生
ヌ 高松女子商業高等学校附設洋裁別科卒業生

第2章 役 員

- 第 5 条 この会に、次の役員をおく。
- | | | | |
|---------|-----|----------|-----|
| 1. 会 長 | 1 名 | 2. 副 会 長 | 若干名 |
| 3. 監 査 | 2 名 | 4. 常任幹事 | 若干名 |
| 5. 監 事 | 若干名 | 6. 委 員 | 若干名 |
| 7. 校内監事 | 若干名 | 8. 会 計 | 2 名 |
- 第 6 条 顧問は、現職学校長及び前職学校長ならびに総会において推薦した者とする。
- 第 7 条 役員の仕事は、次の通りとする。
1. 会長は、この会を代表し、会務を総括する。
 2. 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代理する。
 3. 監査は会計の帳簿及び書類を監査し報告書を総会に提出する。
 4. 常任幹事は、会務を執行する。
 5. 監事は重要な会務の協議に参加する。
 6. 委員は同期卒業生の連絡統一に当る。
 7. 校内監事は、常任幹事を補佐し会の庶務及び会計を司る。
- 第 8 条 役員を選出は次の通りである。

1. 会長、副会長及び監査は総会で会員中から選出する。
2. 常任理事は幹事中から互選する。
3. 監事は委員中から互選する。
4. 委員は、正会員中から互選する。
5. 校内監事は、特別会員中から会長が委嘱する。

第 9 条 役員の任期は、2年とする。但し留任をさまたげない。

第 3 章 会 議

第 10 条 この会の会議は次の通りである。

1. 総 会
2. 常任幹事会
3. 幹 事 会
4. 委 員 会
5. 校内幹事会

第 11 条 総会は、この会の最高決議機関であって、毎年 1 回開く。但し必要に応じて臨時総会を開くことができる。

第 12 条 総会では、一般会務及び会計の報告を行ない、会則変更その他必要な事項を決議する。但し総会を開くことができない時は幹事会をもってこれに代えることができる。この場合は、次期総会にその承認を得なければならない。

第 13 条 常任幹事会、幹事会、委員会及び校内幹事会は必要に応じて開く。

第 14 条 会議は出席した会員の過半数以上に多数決による。賛否同数の場合は、議長の採決による。

第 4 章 会 計

第 15 条 正会員の会費は、終身会費とし 6,000 円。入会の際納入するものとする。但し会の運営上、必要あるときは特別に会費を徴収することができる。

第 16 条 この会の会計年度は、4月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

第 5 章 支 部

第 17 条 会員 10 名以上住む地方には支部を設けることができる。

第 18 条 支部を設けた時には支部規則及び次の事項を直ちに会長に届けなければならない。

1. 支部の名称
2. 支部の事務所
3. 支部の代表者及び役員氏名
4. 支部会員の名簿

但し、現住所、勤務先、職業等を詳記すること。